

## パソコン決裁 DocGear ver.3 使用許諾契約書

---

お客様は、この使用許諾契約書（以下「本契約」）の下記使用許諾条件にしたがって、ソフトウェアプログラム（以下「本ソフトウェア」）を使用する譲渡不能な非独占的権利を、シヤチハタ株式会社より許諾されます。本契約は定型約款に該当し、定型約款に該当し、お客様は、ご同意いただく手続に代えて、実際にご利用いただくことで、本契約についても同意したものとみなされます

### 許諾事項

本ソフトウェアのすべての権利は、シヤチハタ株式会社に帰属します。本製品内容の一部または、全部を無断で複製または転載することは、固くお断わりします。

### 禁止事項

お客様は、本ソフトウェアを再使用許諾、譲渡、頒布、貸与その他の方法により第三者に使用もしくは利用させることはできません。お客様は、本ソフトウェアの一部または、全部を修正、改変、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。または第三者にこのような行為をさせてはなりません。

### 契約の終了

お客様が、本ソフトウェアを許可なく複製したり、上記許諾条件に違反した場合には、本契約は自動的に終了するほか、シヤチハタ株式会社により他の法的な救済措置がとられることがあります。契約終了の場合、お客様は、本プログラム、付属物、複製物一切を廃棄またはシヤチハタ株式会社に返還するものとします。

### 保証と免責

本ソフトウェアは、明示黙示を問わず、商品性、お客様の特定の使用目的への適合性と合致するものではありません。また、シヤチハタ株式会社は、本プログラムの機能がお客様の要求と合致すること、あるいは本プログラムの作動に中断やエラーのないことを保証するものではありません。シヤチハタ株式会社は、本プログラムの使用に付随または関連して生ずる直接的または間接的な損失、損害などについて、以下なる場合においても一切責任を負わず、また本プログラムの使用に起因または関連してお客様と第三者との間に生じたいかなる紛争についても、一切責任を負いません。

### 本契約の変更

当社は、当社が運営するウェブサイトへに通知する方法によって、事前の通知をすることにより、本契約を変更できます。変更の内容は当社が定める発効日より効力を有します。ただし、発効日の定めがないときは、当社が運営するウェブサイトへに通知を行った日から1週間を経過した日より発効します。

### ご注意

1. 本ソフトウェア（以下 本製品）のすべての権利は、シヤチハタ株式会社に帰属します。
2. 本製品内容の一部または、全部を無断で複製または転載することは、固くお断わりします。
3. 本製品の内容については、将来予告なしに変更することがあります。
4. 当社は、本製品に関するいかなる保証も致しません。また、本製品の欠陥の結果 発生する直

接、間接、特別または必然的な損害について、前記の保証と免責事項にかかわらず、仮に当該の損害が発生する可能性が告知されていた場合でも、何等の責任を負いません。同様に当社は、コンピュータプログラムまたはデータの回復もしくは再生に要する費用、本製品を組み込まれた上で使用されるコンピュータプログラム等につき、一切の責任を負いません。ただし、本項において当該損害が当社の故意又は重過失に基づき生じたものである場合は、この限りではありません。

2014年2月4日制定

2020年3月31日改定